

三条市農業委員会総会議事録

日 時 令和8年2月27日 午前9時30分

場 所 三条市役所栄庁舎 3階ホール

会議に付した議題

- 議第1号 農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見について
- 議第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 議第3号 事業計画変更承認申請について
- 議第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 議第5号 農業振興地域整備計画の農用地利用計画変更（案）に係る意見について
- 議第6号 地域計画目標地図素案の更新について

報告事項

- 報第1号 第1調査部会の調査結果報告について
- 報第2号 農政対策部会の結果報告について
- 報第3号 農用地利用集積計画等の解約通知について
- 報第4号 作付変更届について
- 報第5号 農地法第3条の3の届出について

農業委員出席委員 19名

- | | |
|-------------|--------------|
| 1番 坂井浩行 委員 | 2番 早川直子 委員 |
| 3番 山屋和徳 委員 | 4番 栞原一郎 委員 |
| 5番 小池秀一 委員 | 6番 志田洋一 委員 |
| 7番 笹岡大介 委員 | 8番 瀬高栄津子 委員 |
| 9番 山倉 広 委員 | 10番 佐藤直人 委員 |
| 11番 小師栄一 委員 | 12番 飛岡雅史 委員 |
| 13番 井上利弥 委員 | 14番 五十嵐弘作 委員 |
| 15番 吉田 昇 委員 | 16番 鈴木範男 委員 |
| 17番 熊倉 睦 委員 | 18番 田邊健一 委員 |
| 19番 淡路五樹 委員 | |

農業委員欠席委員 なし

推進委員出席委員 15名

- | | |
|----------|---------|
| 岡崎耕一郎 委員 | 北澤正之 委員 |
| 小出和哉 委員 | 小林克洋 委員 |

駒形 徹 委員
高山 弘 則 委員
平松 広 之 委員
丸山 由 夫 委員
山谷 秀 昭 委員
渡辺 秀 人 委員

佐々木 一 光 委員
新飯田 雅 樹 委員
堀江 義 栄 委員
山 寄 哲 矢 委員
若林 昌 広 委員

推進委員欠席委員 3名

青木 誠 一 委員
川上 利 男 委員
中澤 伸一郎 委員

説明のため出席した職員

農林課農政係長 佐藤 一 誠

職務のため出席した事務局職員

事務局 長 山 井 修
経営基盤係長 上 林 裕 則
経営基盤係主任 小 柳 章 子

午前9時40分 開会及び開議

議長（栗原会長）

これより総会を開会します。

（挨拶 略）

最初に、出席状況を報告します。農業委員、在任委員19名、出席19名、欠席0、推進委員、在任委員18名、出席15名、欠席3名で、過半数以上ですので、会議規則第10条第1項の規定に基づき、会議は成立いたしました。

次に、議事録署名委員の指名につきまして、会議規則第17条第3項の規定に基づき、議長から委員2名を指名します。

7番、笹岡大介委員、13番、井上利弥委員からお願いいたします。

次に、議事参与の制限について、議第1号に該当する方が3名、また議第6号は全農業委員が該当いたします。会議規則第14条第1項の規定に基づき、総会の同意がある場合は議事に参与できることとなります。

お諮りします。議事参与の制限に該当する方の議事参与を同意することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（栗原会長）

それでは、異議ないものと認め、同意することに決定いたしました。

これより議案審議を行います。

議第1号から議第6号及び報第1号から報第5号までの以上11件を一括上程します。

最初に、議第1号『農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見について』を議題といたします。

この際、議長から申し上げます。議第1号につきましては、申請件数が多く、会議時間も限られ、円滑に議事を進行するため、三条市農業委員会会議規則第4条第1項の規定に基づき、議長が議事を整理し、番号ごとの個別の説明を省略したいと考えております。

お諮りします。議事整理のため、番号ごとの個別の説明を省略することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（栗原会長）

それでは、異議ないものと認め、議事整理のため、番号ごとの個別の説明を省略することに決定いたしました。

事務局、説明願います。

事務局（山井事務局長）

それでは、議第1号『農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見について』説明いたします。

69ページ欄外を御覧ください。今月申請のあった案件は、新規設定107件、貸借権移転5件、合計112件で、56万4,675.60平米です。

なお、新規設定においては農地の所在、面積、10アール当たり賃借料、形態、利用権を設定する者、受ける者及び期間について、また貸借権移転においては農地の所在、面積、10アール当たり賃借料、形態、利用権を転貸する者、受ける者及び期間については記載のとおりですので、番号ごとの個別の説明を省略させていただきます。

また、いずれも令和8年4月28日に県公告を予定しているものとなります。

説明は以上です。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（栗原会長）

ありがとうございました。

続きまして、先日調査部会で調査いただいておりますので、第1調査部会長から調査結果について報告願います。

部会長は、井上会長代理の隣に着席願います。

3番、山屋和徳委員。

第1調査部会長（3番山屋和徳委員）

最初に、第1調査部会の開催概要について報告します。

当部会は、2月25日午前9時から厚生福祉会館2階第2集会室において、栗原会長同席の下、開催しました。

開会后、事務局より詳細な説明を受け、全案件について調査、審議を経て調査結果を

取りまとめ、午前10時14分に閉会しました。

続いて、議第1号『農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見について』の調査結果を報告します。

今月意見照会のあった案件は、新規設定107件、貸借権移転5件、合計112件、56万4,675.60平米です。事務局から申請書類の審査結果の詳細説明を受け、いずれも農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項に規定する全部効率利用要件、農作業常時従事要件などの各要件を満たしていることから、原案のとおりとし、意見なしとすべきものとなりました。

議第1号の調査結果の報告は以上です。

議長（栗原会長）

ありがとうございました。

これより質疑を行います。質疑のある方は御発言願います。

なお、発言については、挙手をし、発言を求め、議長の許可を得てから発言をお願いいたします。

しばらくして御発言がないようですのでお諮りします。議第1号につきましては、ただいまの調査部会長の調査結果報告のとおり、原案のとおりとし、意見なしと決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（栗原会長）

それでは、異議ないものと認め、原案のとおりとし、意見なしと決定いたしました。

議長（栗原会長）

次に、議第2号『農地法第3条第1項の規定による許可申請について』を議題とします。

事務局、説明願います。

事務局（山井事務局長）

それでは、議第2号『農地法第3条第1項の規定による許可申請について』説明いたします。

72ページ欄外を御覧ください。今月の申請は、売買によるもの3件、贈与によるもの3件、合計6件、2万554平米です。

番号ごとに順次説明いたします。70ページをお願いします。

51番は、上須頃地内の農地1筆、343平米を、耕作ができないため、近隣で耕作している方に譲りたいという譲渡人の要望で譲受人に売却するもので、価格は総額で〇〇〇円です。

52番は、大島地内ほかの農地14筆、1万3,223平米を、離農のため耕作を委託している法人の構成員に売却したいという譲渡人の要望で譲受人に売却するもので、価格は10アール当たり〇〇〇円です。

53番は、南五百川地内の農地8筆、899平米を、山間地にあり耕作が難しいため、近隣の農地を耕作している方に譲りたいという譲渡人の要望で譲受人に売却するもので、価格は10アール当たり〇〇〇円です。

54番は、上大浦地内の農地1筆、16平米を、相続したが管理ができないため、近隣の農地を耕作している親族に譲りたいという譲渡人の要望で譲受人に贈与するものです。

72ページをお願いします。

55番は、森町地内の農地9筆、5,750平米を、相続したが耕作できないため、経営規模の拡大を志向する方に譲りたいという譲渡人の要望で譲受人に贈与するものです。

56番は、中浦地内の農地1筆、323平米の共有持分を相続したが、遠隔地に居住しており管理できないため、近所に居住する譲受人に共有持分の全部を贈与するものです。

説明は以上です。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（栗原会長）

ありがとうございました。

続きまして、調査部会の調査結果を報告願います。

3番、山屋和徳委員。

第1調査部会長（3番山屋和徳委員）

議第2号『農地法第3条第1項の規定による許可申請について』の調査結果を報告します。

今月の申請は、売買3件、贈与3件、合計6件、2万554平米です。事務局から申請書類の審査及び現地調査結果などの詳細説明を受け、いずれも農地法第3条第2項各号に該当しておらず、機械、労働力、技術など、全ての許可要件を満たしており、原案のとおり許可すべきものとなりました。

議第2号の調査結果の報告は以上です。

議長（栗原会長）

ありがとうございました。

これより質疑を行います。質疑のある方は御発言願います。

しばらくして御発言がないようですのでお諮りします。議第2号につきましては、ただいまの調査部会長の調査結果報告のとおり、原案のとおり許可することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（栗原会長）

それでは、異議ないものと認め、原案のとおり許可することに決定いたしました。

議長（栗原会長）

次に、議第3号『事業計画変更承認申請について』を議題とします。

事務局、説明願います。

事務局（山井事務局長）

それでは、議第3号『事業計画変更承認申請について』説明いたします。

74ページ欄外を御覧ください。今月の申請は4件、3,222平米です。番号ごとに順次説明いたします。73ページをお願いします。

18番、19番及び20番は、令和6年2月29日付で事業計画変更承認を受けた帯織地内の農地それぞれ2筆、278平米、1筆、281平米、2筆、507平米について、合わせて建売住宅4棟の敷地としての利用を計画していましたが、そのうちの2棟分をそれぞれの承継者が譲り受け、個人の住宅建築敷地の用地として利用したいもので、価格は18番が1平米当たり約〇〇〇円、19番が1平米当たり約〇〇〇円です。場所につきましては、帯織駅の西側250メートル付近で、おおむね300メートル以内に鉄道の駅がある区域内の農地であることから、農地区分は第3種農地と判断されます。

また、本申請につきましては、議第4号の64番及び65番で農地法第5条の許可申請がなされております。

74ページをお願いします。

21番は、事業計画の変更のみの案件で、令和7年4月30日付で農地法第5条の許可を受けた鶴田一丁目地内の農地8筆、2,156平米について、当初計画では自社駐車場40台分及び通路の用地としての利用を計画していましたが、自社駐車場24台分、倉庫1棟及び通路の用地として利用するもので、場所につきましては、県立三条東高校の東側200メートル付近で、おおむね500メートル以内に2以上の医療施設がある区域内の農地であることから、農地区分は第3種農地と判断されます。

説明は以上です。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（栞原会長）

ありがとうございました。

続きまして、調査部会の調査結果を報告願います。

3番、山屋和徳委員。

第1調査部会長（3番山屋和徳委員）

議第3号『事業計画変更承認申請について』の調査結果を報告します。

今月の申請は4件、3,222平米で、事務局から申請書類の審査及び現地調査結果など詳細説明を受け、いずれも周辺農地に悪影響を及ぼすおそれはなく、立地基準、一般基準ともに許可要件を満たしており、原案のとおり承認すべきものとなりました。

議第3号の調査結果の報告は以上です。

議長（栞原会長）

ありがとうございました。

これより質疑を行います。質疑のある方は御発言願います。

しばらくして御発言がないようですのでお諮りします。議第3号につきましては、ただいまの調査部会長の調査結果報告のとおり、原案のとおり承認することに御異議ござ

いませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議長(栞原会長)

それでは、異議ないものと認め、原案のとおり承認することに決定いたしました。

議長(栞原会長)

次に、議第4号『農地法第5条第1項の規定による許可申請について』を議題とします。

事務局、説明願います。

事務局(山井事務局長)

それでは、議第4号『農地法第5条第1項の規定による許可申請について』説明いたします。

76ページ欄外を御覧ください。今月の申請は5件、1,078平米です。

番号ごとに順次説明いたします。75ページをお願いします。

64番及び65番は、先ほど説明いたしました議第3号の18番及び19番と同じ内容ですので、説明を省略させていただきます。

66番は、東本成寺地内の農地1筆、88平米を使用貸借権の設定により既存宅地と一体で住宅1棟の用地として利用したいもので、場所につきましては、三条市総合福祉センターの南側200メートル付近で、おおむね500メートル以内に2以上の医療施設がある区域内の農地であることから、農地区分は第3種農地と判断されます。

76ページをお願いします。

67番は、入蔵新田地内の農地1筆、175平米を売買により取得し、同時取得する宅地と一体で住宅1棟の用地として利用したいもので、価格は1平米当たり約〇〇〇円です。場所につきましては、JR東光寺駅の南側1,100メートル付近で、住宅等が連たんする区域内の農地であることから、農地区分は第3種農地と判断されます。

68番は、岡野新田地内の農地1筆、256平米を使用貸借権の設定により、住宅1棟の用地として利用したいもので、場所につきましては、北陸自動車道栄スマートインターチェンジの北側300メートル付近で、おおむね300メートル以内にインターチェンジがある区域内の農地であることから、農地区分は第3種農地と判断されます。

説明は以上です。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長(栞原会長)

ありがとうございました。

続きまして、調査部会の調査結果を報告願います。

3番、山屋和徳委員。

第1調査部会長(3番山屋和徳委員)

議第4号『農地法第5条第1項の規定による許可申請について』の調査結果を報告します。

今月の申請は5件、1,078平米で、事務局から申請書類の審査及び現地調査結果などの詳細説明を受け、いずれも周辺農地に悪影響を及ぼすおそれはなく、立地基準、一般基準ともに許可要件を満たしております。全件3,000平米以下であることから、新潟県農業会議への諮問は不要とし、原案のとおり許可すべきものとししました。

議第4号の調査結果の報告は以上です。

議長（栞原会長）

ありがとうございました。

これより質疑を行います。質疑のある方は御発言願います。

しばらくして御発言がないようですのでお諮りします。議第4号につきましては、ただいまの調査部会長の調査結果報告のとおり、原案のとおり許可することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（栞原会長）

それでは、異議ないものと認め、原案のとおり許可することに決定いたしました。

議長（栞原会長）

次に、議第5号『農業振興地域整備計画の農用地利用計画変更（案）に係る意見について』を議題とします。

本案件の審議に当たり、所管の農林課から佐藤農政係長に出席願いましたので、よろしく申し上げます。

それでは、事務局、説明願います。

事務局（山井事務局長）

それでは、議第5号『農業振興地域整備計画の農用地利用計画変更（案）に係る意見について』説明いたします。

今回三条市長から意見照会のあった案件は、三条地域の重要変更1件で、農用地区域から除外する面積は768平米です。

77ページを御覧ください。

（1）除外の1番は、〇〇〇〇さんから申請のあった案件です。申請土地は、上保内地内の農地5筆、768平米で、登記地目は田または雑種地、現況地目は田または畑です。変更理由は、1級河川布施谷川の改修工事に伴い住宅敷地及び農舎の敷地が買収されることとなったため、移転先の用地として利用したいものです。申請土地のほかに農用地区域外の農地6か所を検討しましたが、地形が悪いことや所有者の同意が得られないことなどから断念されました。位置選定に当たり、申請土地の北側、南側には住宅があり圃場が連たんしている場所ではないこと、また申請土地は申請者の耕作地全体のほぼ中央に位置しており、現在育苗ハウスを建てて利用していますが、管理上、育苗ハウスも併用したいことから選定したものです。使用目的は、農家住宅1棟、駐車場及び格納庫となっています。場所につきましては、78ページの位置図を御覧ください。

1 級河川布施谷川の改修工事に伴う案件のため、早急に進める必要があることから、定期受付分とは別に意見照会されたもので、周辺農地に悪影響を及ぼすおそれはないなど、農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項に規定する農用地区域から除外する各要件を全て満たしております。

説明は以上です。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（栞原会長）

ありがとうございました。

続きまして、調査部会の調査結果を報告願います。

3 番、山屋和徳委員。

第1 調査部会長（3 番山屋和徳委員）

議第5号『農業振興地域整備計画の農用地利用計画変更（案）に係る意見について』の調査結果を報告します。

今回意見照会のあった案件は、三条地域の重要変更1件で、農用地区域から除外する面積は768平米です。

現地調査を実施し、所管する農林課職員の出席の下、変更理由の妥当性や農用地区域から除外する申請土地の選定経過について書類審査など詳細説明を受け、周辺農地への悪影響を及ぼすおそれはないなど、農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項に規定する農用地区域から除外する各要件を全て満たしており、農用地利用計画変更（案）について異議ないものと認め、原案のとおりとし、意見なしとすべきものとなりました。

議第5号の調査結果の報告は以上です。

議長（栞原会長）

ありがとうございました。

これより質疑を行います。質疑のある方は御発言願います。

しばらくして御発言がないようですのでお諮りします。議第5号につきましては、ただいまの調査部会長の調査結果報告のとおり原案のとおりとし、意見なしと決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（栞原会長）

それでは、異議ないものと認め、原案のとおりとし、意見なしと決定いたしました。

以上で事前に調査部会から調査いただいた議案の審議は終了いたしました。

第1 調査部会長は、自席へお戻り願います。

議長（栞原会長）

次に、議第6号『地域計画目標地図素案の更新について』を議題とします。

事務局、説明願います。

事務局（山井事務局長）

それでは、議第6号『地域計画目標地図素案の更新について』説明いたします。

昨年3月末に公表した地域計画について、農業経営基盤強化促進法の基本要綱では、担い手や農地の貸借契約の変更など農業を担う者または目標地図に変更があった場合、年1回以上随時調整しながら更新することとされています。また、本要綱では、地域計画の変更に当たり、農業委員会は目標地図の素案を踏まえた内容になっているか確認し、意見を提出することとされています。

お手元の議第6号資料を御覧ください。農業経営基盤強化促進法第20条第2項の規定に基づき作成した目標地図素案の事務局案です。本年1月末までに総会審議を経て許可または決定した内容を反映しております。

なお、素案提出後に法令改正や制度変更等により素案を修正する場合は随時市と協議の上、調整させていただきます。

説明は以上です。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（栗原会長）

ありがとうございました。

これより質疑を行います。質疑のある方は御発言願います。

5番、小池委員。

5番（小池秀一委員）

自分の集落の周りを見たのですが、大面地区の目次では茅原が187ページとなっておりますが、189ページの地図が茅原のもので、目次のページが誤っているのではないのでしょうか。

事務局（上林経営基盤係長）

御指摘のとおり、目次のページが誤っており、申し訳ありません。

また、御覧いただいているとおり、航空写真を背景としているため、大変見にくい図面となっておりますので、農林課に提出する際にはもう少し見やすくなるように修正し、ページの誤り等も精査した上で提出したいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

議長（栗原会長）

6番、志田委員。

6番（志田洋一委員）

6番、志田です。ちょっと確認なのですが、この目標地図の素案というのは、いつ時点のデータに基づくものなのでしょうか。

事務局（上林経営基盤係長）

御覧いただいている目標地図の素案は、先ほど事務局長が説明したとおり、1月総会で許可または決定したものでを反映した図面となっております。

また、今月総会分も含め、場合によっては時点修正させていただく可能性がございますので、御承知おき願います。

6番（志田洋一委員）

1月末時点の図面ということですが、反映されていないところが多いので、修正をお願いいたします。

事務局（上林経営基盤係長）

いま一度精査の上、今月総会の結果を反映した目標地図の素案を農林課に提出したい
と思いますので、よろしく願いいたします。

議長（栗原会長）

ほかにございませんか。

1 番、坂井委員。

1 番（坂井浩行委員）

1 番、坂井です。私の担当地区を見ましたが、農地パトロールで荒廃農地とした土地
も含まれています。

それらの土地について、地元の農家組合長に今後どのようにするのか検討してもらい
たいと案内しましたが、どこか事務局に連絡してきた集落はありますか。

また、農地パトロールの結果は、目標地図には反映されないのでしょうか。

事務局（上林経営基盤係長）

まず、荒廃農地の取扱いについて、事務局に相談のあったところはありません。

また、農地パトロールと目標地図の関係については、目標地図は1月末時点で農地台
帳に登載されている農振農用地を地図に示したものですが、農地パトロールの結果、荒
廃農地とした土地であっても、再生利用が困難な農地として正式に非農地判断の手続を
しなければ農地から除外されません。

1 番（坂井浩行委員）

これを目標地図として提示すると、現況とマッチしていないので、これが将来目標だ
と勘違いされるのではないのでしょうか。

農地台帳に載っているから目標地図にも載っているでは参考にならないと思いますの
で、なるべく現況に近い地図にさせていただきたいと思います。

事務局（上林経営基盤係長）

本来の目標地図というのは将来の目標、地域の農地をどのように管理をしていくか
というところを図面化するものでございます。ただ、三条市では、昨年3月末時点では現
況地図を目標地図とし、これを基に地域での話し合いを進め、ブラッシュアップを重ねな
がら、本来の目標地図に近づけていくこととしています。

地域での話し合いの際には、どの農地を残すかも含め、どのように農地の集約・集積を
進めていくのか検討していただければと思います。

1 番（坂井浩行委員）

分かりました。

議長（栗原会長）

ほかにございませんか。

推進委員6番、小林委員。

推6番（小林克洋委員）

目標地図に載っている耕作者ですけれども、実際に耕作している人と土地を所有して
いる人が載っていると思いますが、土地の所有者は何十年も前に亡くなったような方が

大勢います。

土地についても田だけでなく畑も載っていますが、田であれば誰が耕作しているか大体分かりますけれど、畑は誰が耕作しているのかや自分の家の畑がどこにあるのかさえ分からない人もいますし、集落に戻ってこの目標地図を見せても、恐らく何のことか分からない人が多いと思います。

畑を除外するということはできないと思いますが、実際に耕作している人と土地だけ載せるということにはできないのでしょうか。

事務局（上林経営基盤係長）

先ほど申し上げたとおり、三条市では農地台帳に登載された全ての農振農用地、いわゆる青地農地を地域計画の対象農地として目標地図を作成しています。

当然、青地農地の中には田もあれば畑もあるわけですが、地域での話合いに当たり、取りあえず田だけとか所有者が死亡している農地を除くとか、様々なシミュレーションができますので、そのような御要望があれば事務局に御申しつけください。

推6番（小林克洋委員）

分かりました。

議長（栗原会長）

ほかにございませんか。

しばらくして御発言がないようですのでお諮りします。議第6号につきましては、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（栗原会長）

それでは、異議ないものと認め、原案のとおり決定いたしましたので、地域計画を策定する市の農政部局であります農林課へ提出いたします。

議長（栗原会長）

次に、報告事項を行います。

報第1号から報第5号までの5件を一括議題とします。

報第1号につきましては、先ほどの議案審議の中で報告いただいておりますので、省略します。

次に、報第2号『農政対策部会の結果報告について』農政対策部会長より報告願います。部会長は、井上会長代理の隣に着席願います。

15番、吉田昇委員。

農政対策部会長（15番吉田 昇委員）

それでは、農政対策部会の結果について報告します。

当部会は、2月19日午前9時30分から厚生福祉会館第2集会室において、部会委員と栗原会長、井上会長代理出席の下、開催しました。

議題は、先月の総会で付託を受けました令和8年度三条市農業委員会事業計画につい

てです。協議の結果、農業委員会事業計画及び年間行事予定について、農政対策部会として案を取りまとめましたので、御確認ください。御意見等がある場合は、3月11日水曜日までに事務局へお聞かせください。

この後、主な点については事務局から補足説明してもらいます。

農政対策部会からの報告は以上です。

議長（栗原会長）

ありがとうございました。

それでは、事務局から補足説明をお願いします。

事務局（山井事務局長）

それでは、補足説明いたします。

配付いたしました報第2号『農政対策部会の結果報告について』を御覧ください。2月19日開催の農政対策部会において御協議いただき、取りまとめたものとなります。1ページを御覧ください。

最初に、令和8年度三条市農業委員会事業計画（案）です。毎年度策定しているものとなります。「Ⅰ 基本方針」の変更点につきましては、文言を整理し、現在の状況に更新しております。

「Ⅱ 事業計画」の「1 会議等」は、総会や調査部会等の開催について記載しており、令和7年度から変更しておりません。

「2 地域計画」は、(1)について、昨年度は「協議の場の開催促進・参画」としていましたが、「地域での話し合いの開催促進・参画」に変更しております。これは、地域計画の進め方や取組事例等にも使われていた柔らかい表現にしたものです。

(2)、(3)は変更しておりません。

「3 研修会・講演会の開催」につきましては、令和7年度と同様としており、令和8年度も南蒲原農業委員会協議会との共催を予定しております。

2ページをお願いします。

「4 視察研修の開催」につきましては、農業委員及び最適化推進委員研修を2泊3日で1回、具体的には10月20日から22日で四国方面での開催を計画しています。一日研修は、6月総会後の午後に県内での開催を予定しています。

「5 農地制度に基づく権利移動及び転用の規制、貸借の調整等の推進」から「7 情報発信の推進」までにつきましては、令和7年度から変更しておりません。

「8 農業者年金制度の推進」は、(1)、(2)について、これまで新農業者年金としておりましたが、新制度となって相当の年数が経過していることから、新の文字を削除しております。

「9 全国農業新聞等の普及拡大」につきましては、令和7年度から変更しておりません。

次に、3ページを御覧ください。

令和8年度三条市農業委員会年間会議予定（案）についてです。会議や行事を記載し

たものとなります。既に予定されている事業のほか、転用申請現地調査を毎月12日前後、調査部会正副事前部会を毎月20日前後、調査部会を毎月25日前後、総会を毎月月末を基本として1年間の日程を記載しております。期日が未定のものもございますが、日程が決まり次第、総会時に連絡させていただきます。

なお、令和8年度は市議会議員選挙、県知事選挙が行われるため、4月と5月の調査部会正副事前部会と調査部会の開催場所が通常の実施場所と異なります。また、選挙の関係ではありませんが、5月、7月、12月の総会の開催場所も通常の実施場所と異なりますので、御承知おきください。

説明は以上です。

議長（栗原会長）

ありがとうございました。

ただいまの報告の中で御質問がありましたら御発言願います。

1番、坂井委員。

1番（坂井浩行委員）

先ほどの目標地図素案の更新の中でも、ブラッシュアップを重ねながら本来の意味での目標地図に近づけていかなければならないという説明もありましたし、この事業計画の中でも昨年度から、農業委員会の業務として地域計画の実現に向けた役割が明記されています。

しかし、こちらが地元で話し合いの場を設けるように働きかけても、なかなか開催には至らないのが実情です。

年度初めに農区長・農家組合長が集まる機会があると思いますので、農区・農家組合の事業として、ぜひともこの地域計画に取り組んでいただけるよう依頼するなど、話し合いの場の開催促進に向けた具体策を検討していただきたいと思います。

事務局（山井事務局長）

話し合いの場の開催促進に向けた具体策ということですが、農林課と相談しながら進めていきたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

議長（栗原会長）

ほかにございませんか。

しばらくして御発言がないようですので、報第2号『農政対策部会の結果報告について』を終了します。

農政対策部会長は、自席へお戻りください。

議長（栗原会長）

次に、報第3号から報第5号までの3件について、事務局、報告願います。

事務局（山井事務局長）

（別添報告書により説明）

議長（栗原会長）

ありがとうございました。

ただいまの報告の中で御質問がありましたら御発言願います。

しばらくして御発言がないようですので、報告事項を終了します。

議長（栞原会長）

次に、来月の調査部会の開催案内をお願いします。

第2調査部会長、9番、山倉広委員。

第2調査部会長（9番山倉 広委員）

来月は、第2調査部会の当番でございます。3月25日午前9時から三条市役所第2庁舎202会議室で会議を開催します。関係委員は出席をお願いします。

議長（栞原会長）

ありがとうございました。

なお、来月の総会は27日午前9時30分開会を予定しておりますので、よろしく願いいたします。

以上で総会を閉会いたします。

午前10時40分 閉会

会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するために、ここに署名する。

三条市農業委員会会長 栞原 一郎

議事録署名委員（ 7 番） 笹岡 大介

議事録署名委員（13番） 井上 利弥
